

第7章 計画の推進

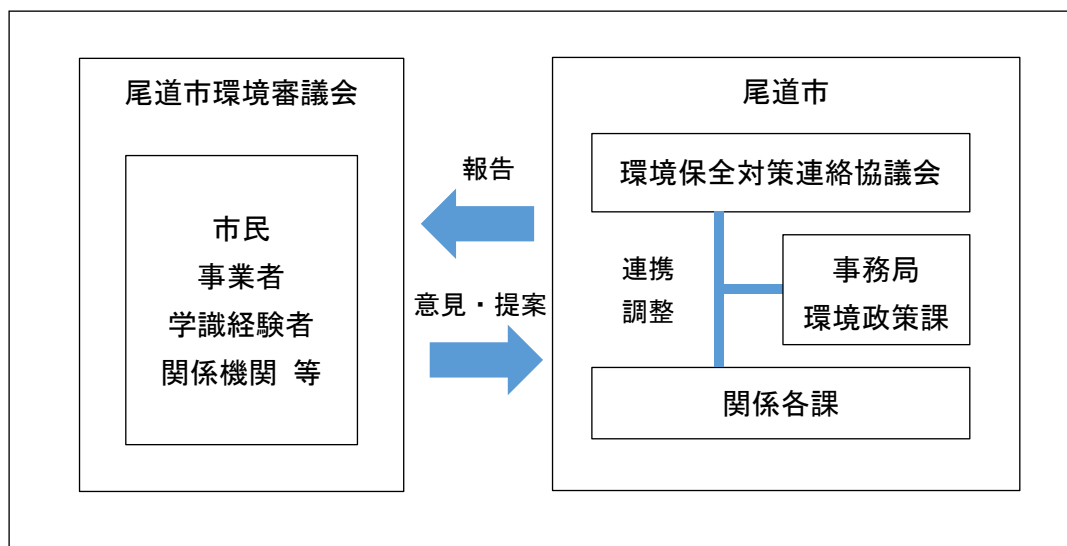
1 推進体制

本計画は、市民、事業者、団体等と市との連携・協働のもと、効果的な推進を図ります。

市民、事業者、学識経験者及び関係機関等で構成する「尾道市環境審議会」は、計画推進の外部機関として、環境施策の進捗状況を確認するとともに、本市を取り巻く環境の変化などを考慮し、必要と認められた場合は、環境施策の見直しに関する意見・提案を行います。

また、「尾道市環境審議会」は、環境施策の検証や検討を通して、市民、事業者、学識経験者等の相互の情報交流及び連携の場としての機能を持ちます。

庁内においては、環境保全対策連絡協議会を中心に、各関係部局との連携・調整を密にして、計画全体の進行管理と見直しを行い、環境施策の実効性を高めます。



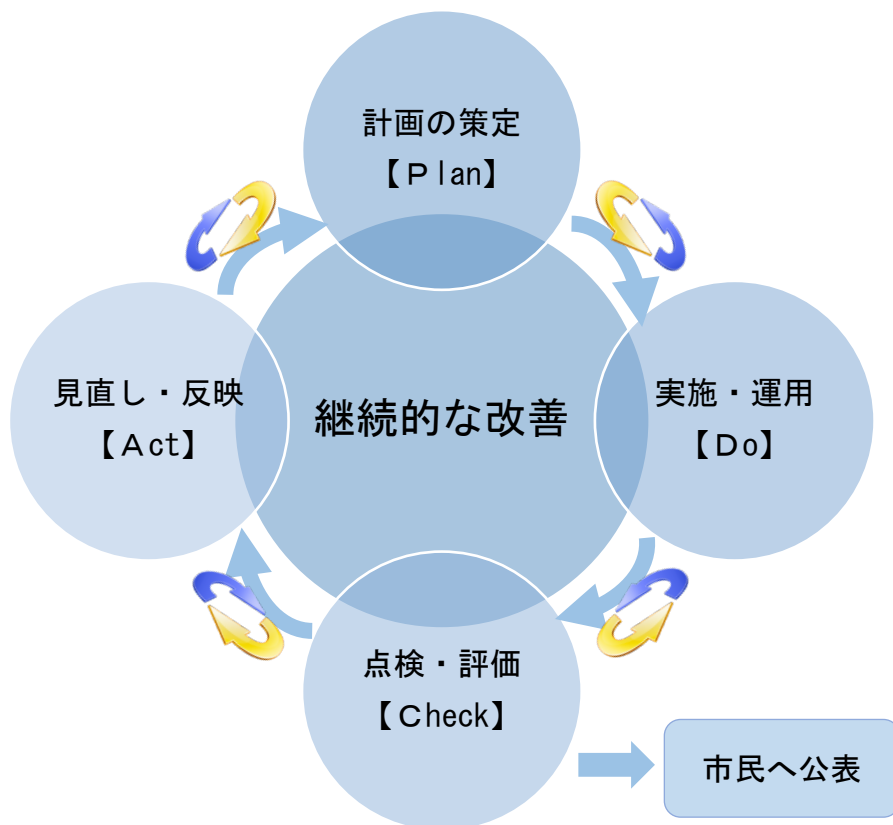
2 進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の考え方であるPDCAサイクルに基づいて行います。

PDCAとは、下の図のように、Plan（計画）→Do（実施・運用）→Check（点検・評価）→Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、事業の継続的な改善を図るものです。PDCAの大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル（調整）を確実に行うことで、全体の実効性を高め、施策推進の円滑化を図ります。

なお、事業の進捗に関する情報は、ホームページなどを通して公表していきます。



【計画の策定】各施策の方針、構想及び計画において、環境に配慮した取組の方針や目標等を定めます。

【実施・運用】設定した方針や目標を達成するよう各施策を実施します。

【点検・評価】1年間の各施策の進捗状況及び取組の状況、環境の状態等を把握します。その結果を公表するとともに、結果を基に環境施策の評価を行います。

【見直し・反映】評価の結果や尾道市環境審議会の意見・提案等を受けて、次年度の計画に反映させます。